

平成 30 年度 第 3 回

岡山県広域特別支援連携協議会

岡山県発達障害者支援地域協議会

日時：平成 31 年 2 月 6 日（水）

10：00～11：30

場所：ピュアリティまきび

1 開 会

事務局： 委員の皆様方には、立春を過ぎたとはいえ、まだ厳しい寒さの中、また、年度末に向けた大変お忙しい中、今年度 3 回目の開催となります「岡山県広域特別支援連携協議会」及び「岡山県発達障害者支援地域協議会」に御出席いただき、誠にありがとうございます。本日の協議会におきましては、主に二つのことを取り上げて、御協議いただきたいと思いますと考えております。

一つは、「発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクトの実施状況」について取り上げさせていただきます。もう一つは、「高等学校等における就労支援」について取り上げたいと考えており、本日の会では、発達障害等特別な支援を必要とする子どもの学校への入り口と出口における支援の在り方について、御協議いただきたいと思いますと考えております。

委員の皆様方には、限られた時間ではございますが、それぞれのお立場から忌憚のない御意見をいただき、発達障害者支援や特別支援教育に関わる施策の方向性を確認するとともに、今後の取組に生かしてまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞ本日はよろしくお願いいたします。

2 協 議

（1）発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクトの実施状況について

事務局： 資料の 7 ページをご覧ください。今回協議させていただきたい内容は、乳幼児期支援連携強化事業についてです。事業の内容は、市町村における、乳幼児期の発達障害のある人への支援体制整備の推進を図るため、現行の母子保健事業、主には乳幼児健診などへの人材育成でありますとか、機関への連携などの状況について、点検や支援の仕組みを見直し、情報連携による切れ目のない支援の仕組みの構築を図ることを趣旨としています。

事業全体のスケジュールについて、8 ページをご覧ください。この連携強化事業は平成 29 年度から行っている事業であり、平成 26 年度から課題を挙げて、検討を始めています。主に

は乳幼児期におけるスクリーニングの状況、気付きの段階から支援や診断へのつなぎ、段階的な支援の仕組みをどうするかということを検討しており、実態把握として、平成 28 年度に調査を行っています。これは県保健所との共同で行っており、市町村へのヒアリングを実施しています。

そして、昨年、平成 29 年度からモデルとして実施する市町村の取組準備、課題整理、事業フレームの決定を行いました。モデル事業の実施に関して、現在 8 市町村で実施しており、3 年間で実施する予定になっており、今後、ガイドラインを作成してはどうかと考えておりました、全市町村に普及できればと思っています。

課題ですが、乳幼児期におけるスクリーニングの状況についてです。乳幼児健診で気になる子供に気付くということですが、これは調査を行いました、基本的には地域の実状に応じて市町村に任されている状況です。気付きの段階から支援やつなぎに関しても、市町村の実状や規模、健診をされる保健師の技量等などにも左右されており、ばらつきがあるという課題も見えています。

次に資料の 9 ページをご覧ください。9 から 10 ページは事業の進め方になっています。9 ページは PDCA サイクルをどういった進め方でやるかということです。

10 ページにつきましては、市町村ごとの体制把握ツールを各市町村でやるということで、モデル事業を進めています。

11 ページは、発達障害のある人のトータルライフ支援をまとめたものになりますが、今回用意させていただいた乳幼児期の支援体制整備につきましては、中段の（3）トータルライフ支援の推進の一番左にあります通り、早期発見と早期支援の仕組みづくりを促進するための研修等の実施、県ガイドラインにより取組の普及とあります。

その隣の学齢期の支援体制整備事業につきましては、平成 26 年から 28 年に実施しております。具体的な市町村は 8 ページに戻っていただきまして、表の右側、学齢期支援体制事業、乳幼児期に先行してまず学齢期ということで、保育所・幼稚園から小学校へのつなぎをまず、どうするかということで、検討をしまして、それにつきましてはモデル事業を平成 26 年から 28 年まで、ガイドラインを平成 28 年に策定し、その普及を目指しております。

続きまして、7 ページに戻っていただき、事業の概要、平成 30 年度事業をあげています。モデル事業の実施 8 市町村、支援者研修会の開催、モデル事業をされているところに地域支援 WG 拡大会議での事業報告を予定しています。

モデル事業がどういった形で進捗しているかですが、県保健所、発達障害支援センター、の方々にお世話になっていることをお礼申し上げます。モデル事業につきましては 8 市町村で 2 年間実施するというので、最初の備前市から美作市までありまして、まず備前市であります、「家族支援の資源創出」ということをしておりまして、和気町と合同でペアレントトレーニングを実施しています。

モデル事業の WG メンバーですが、各市町村の職員それから県保健所の職員、おかやま発達障害者支援センターの職員がメンバーになっています。これはどの市町村でも同じです。吉備中央町ですが、テーマとして、「発達支援教室ほけっとの機能強化、市町村の体制把握ツールを使ったインターフェースの確認」などをテーマとしています。

共通支援シートということで、問診票をどうするかについて、市町村や保健所の中の様式

のばらつきを整えようということを検討しています。

続きまして早島町ですが、「保護者支援の場の創出、巡回相談、市町村の体制把握ツールを使ったインターフェースの確認」をテーマとしています。

笠岡市につきましては、「体制把握ツールを使ったインターフェースの確認」をテーマにしています。

最後ですが、美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村、こちらにつきましては、美作保健所勝英支所が中心となり、管内合同 WG を開催しています。こちらにつきましても、PDCA サイクルの見直し、インターフェースの確認をされており、健診に M-CHAT の導入を考えておられます。

その関係もあり、保健従事者研修会を実施し、この時の講師にいたしましては、前日にあった、かかりつけ医の研修にも来ていただいた、国立精神・神経医療研究センターの原口英之氏をお呼びしました。M-CHAT の利用の促進という内容で研修を行いました。

これに関しましては美作勝英支所管内に限らず、案内を出したところ、県内多くの地域から 100 名ほど参加されました。参加者としては市町村の保健関係の方であったり、教育・福祉の担当であったり、県の保健所の方がお忙しい中参加してくださいました。

そして、発達障害者支援センターがコーディネートをしていき、各市町村のコーディネーターの方も入り、モデル事業を実施しているところです。

3 番の今後の事業の進め方ですが、平成 31 年度も、モデル事業の 2 年目を実施する予定となっています。ガイドラインの素案の作成を予定しており、2020 年度にはガイドラインの作成を予定しております。現在は 8 市町村が実施しておりますが、こういった風にしていかうかと、例えば、問診票を M-CHAT や、色々なものを導入して統一化するなど、そういうことも検討しているのですが、そういった内容を加味しまして、ガイドラインを作成していきたいと考えています。

4 番の課題ですが、市町村の規模等で支援体制や内容が違うため、美作勝英支所は合同で行っており、小さな市町村でも同じようなやり方で検討できるのではないかと思います、その支援内容の共有化をどのように進めるかということです。

アンケートを取りましたら、市町村ごと、市町村の中でも、問診票の取り方ですとか、例えば、気になることを見つけて幼児観察教室とか、医療機関につなぐ時も、保健師のやり方ではばらつきがあるということも見えていますので、それをどのように共有化するかなど、課題になっています。

それを受けまして、どのようなガイドラインを作成するかということですが、例として、学齢期のものと同様なものを考えるか、とありますが、学齢期のガイドラインとしては、8 ページの中段、28 年度にガイドラインを策定しており、内容としては共通支援シートの活用をするという形で、つなぎの仕方が、保育所と幼稚園ではばらつきがあるので、支援シートが出来ないかということで、ガイドラインを作っています。関係機関を対象として合同研修会、それぞれの技量を向上させる研修会を行うなどをガイドラインに示しています。

そういった課題もありますので、委員の皆様には、御意見をいただき、来年度ガイドラインの素案の作成に生かしていければと思っています。事務局からの説明は以上でございます。

委員： ありがとうございます。ただいま、「発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクトの実施状況」についての説明がありましたが、御意見、ご質問等がございましたらお願いします。

委員： 説明ありがとうございます。発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクトの実施状況について、ということですが、内容としては乳幼児期の支援連携強化事業ということになっております。今年度は今日が協議会の最後ということなので、次回、11 ページにあります色々な事業の進捗状況や、実施経過など報告していただけたらと思いますが、今年度の乳幼児期の支援連携強化事業についても 7 ページだけではなく、もう少し詳しいものを教えていただけたらと思っています。

お聞きしたいのですが、このモデル事業というのは基本的に、こういうパターンでやるというものがおそらくあると思うのですが、7 ページのそれぞれのテーマを見させていただくと、笠岡市のインターフェースの確認と、これのみがテーマであると、これはどこでも当たり前に行うものであり、むしろ手段であって、テーマとしては違和感があるのですが、このテーマというのはどういった形で決定したのでしょうか。

あるいは県の方で強化事業について共通の大きなテーマというのを示しているのかどうかお聞きしたいと思います。あとは、4 番の課題に記載されている、支援内容の共有化について、具体的に様式であるとか、細かいところまでマニュアルがあるのか、ガイドラインというのが原則的なもの、最低限これはやってください、という認識のもとに考えて良いと思うのですが、どの程度、具体的で細かいものを考えられているのかお聞きしたいと思います。

事務局： 2 番目の質問からお答えします。共有化はどのようにするかというところですが、学齢期でも同じようなことが課題でもあり、様式もバラバラな部分があると思われるのですが、現在どのようにしているかというところは、一応、様式的なガイドラインに共通支援シートと示しております。

ただ、市町村が既存で使っているものがあり、それで出来るような状況であれば、それを使っていたとしても、差し支えないとお答えをしています。

乳幼児期も同じような形になりますが、ただ、あまりにも様式がバラバラになりますと、個々の対応が難しくなるので、少なくとも、市町村の中では一致させていただきたいと思っています。

あとは、医師の診断、つなぎに関して、市町村コーディネーターに聞いても、保健師によっては年代や技量によってもばらつきがあるため、各市町村では少なくとも共通化はしていただきたい。

医師とのつなぎに関しても研修会をする、国が推奨していることなど、それぞれのレベルの向上につなげていただくというのが思いとしてあります。

最初の質問のテーマですが、笠岡市の例を言われていましたが、現在何をやっているかと申しますと、WG を 2 回開催、3～4 歳児や就学後のフォローアップを具体的にはしていると、それからブロックリーダーにも参加してもらい、個別支援計画に反映しているかなど伺

っている状況です。支援センターの方で何かありましたお願いします。

事務局： 乳幼児期の支援連携強化事業の補足説明させていただきます。1点目の県がこのモデル事業の全体の枠組みとして提示しているものがあるかということですが、まず、9ページをご覧いただきたいと思います。自治体に向けてはモデル市町村の取組のフレームのイメージということを示しております。市町村の中で、保健・子育て・教育・福祉の分野がそれぞれ発達支援ということにかかってどういう事業の取組を行っているのかということの体制図を共有するというのと、発達支援に関する相談の組織を設置しているかどうかということを取り組んでいただきます。

そのあとに、自治体内の発達支援は具体的にどうなっているのか、ということをして信州大学の本田先生が国の研究の中で、示してくださっている体制把握ツールというものを使って、自治体の現状分析を行うというところまでを、共通のフレームにしています。

つまり、これは何かといいますと、各課・各系の事業というのはそれぞれの取組・成果というのがなされているのですが、自治体全体の中で、それぞれの課や系の事業がどういうふうに、関係しているのか、因果関係があったり、相関関係があったりと固定しているのか、具体的に言いますと、乳幼児の1歳半の健診の評価というものは、その子の保育園や幼稚園の巡回相談事業と連動する成果にならないといけませんので、各課・系の事業、は担当課の評価だけではなくて、事業と事業の関係性についても評価するツールとして、10ページの市町村の体制把握ツールを導入しています。

この中で自治体の守備範囲の中にある、義務教育を卒業するまでの体制を明文化するということ始めていまして、その中で自治体全体の課題について、ピックアップしてその課題解決に、PDCAを回していくというのが課題になっています。

2点目の質問は笠岡市が、具体的にどう進めているかということですが、もちろんインターフェースの確認というのは済んでおり、その中で、笠岡市は文部科学省のモデル事業を平成19年度から20年度に、4歳児発達支援事業というものに取り組んでいまして、その方々のフォローアップ、5歳になった時にどうなのか、小学校1年生になった時にどうなのか、現在中学3年生になっているその子どもたちが、どういう育ちになっているのか、追跡調査をしていくというのが一つです。

もう一つは4歳児発達支援事業でフォローアップをした子供たちに、実際の支援が届けられているのかどうか、モニタリングをすることを現在、笠岡市で行う流れになっています。

委員： ありがとうございます。インターフェースについてはすべての所で、課題の足りない部分を出すこと。そこで出た課題の中で一番優先事項をテーマにしている、という風に理解をさせていただきました。

あとは、共有化の関係で、市町村の中での共有化、共通化というものがありましたが、大きいところでは出ていないところもありましたが、小さいところでは共通化できているという理解をしました。

転校や引っ越しで動く場合のことを考えて、様式等も同じもの、県下共通であるものが望

ましいと、いうのがあるのですが、それぞれの市町村関係者で合意の上で出来た、そういったものであれば、特にこれが足りない、これはやはり入れなければいけないということ、盛り込んでいけば、それぞれ違って良いのではないかと考えます。

こうでなければならぬ、というガイドラインにはしないでいただければ良いと希望を出しておきます。

委員： 県の方では母子の支援事業が始まっているわけですが、それとの関連がどこにも出てこないということは、どういうことなのでしょう。10ページからいけば、0歳から3歳のところに、何らかの形で入れ込まないと、万全ではないと思います。

委員： 発達障害の関係では、保健所（市町村）でされている早期発見というのは以前からされている、ということもあります。

それからもう一つ、今の母子関係の課題という、産後鬱も含めて、メンタルに課題がある母親と、それを早くに把握して適切な支援、専門的な医療とも含めてつなげていこうということがあり、その辺りを厚生労働研究補助金の資料ですので、この中には全て網羅は出来ないで、トータルライフ支援という中にも、保健関係のもの、11ページの中には、そういったものも含めていただければ、本当のトータル支援になると思っております。

委員： 乳幼児期の支援連携強化事業というわけですから、母子の支援をどうやっていくか、というような県全体の方向性と、強く結びついていないと困ります。色々な事業がバラバラに行われているというのは、考える時にわかりにくいです。私たちでもわかりにくいのに、利用者の方はもっと理解しにくいと思います。さらに、わかりにくいだけでなく、あまりに遅い。一年ごとに少しずつ前に進んでいますが、こんなに遅くて大丈夫かと、非常に不安になります。もっと迅速にやれることだと思いますが、なぜ、共有化等が一気に進まないのでしょうか。医療としては、患者さんは救急で来られるので、そこでもし、ミスを起こしたら大変なことになります。そういうことを皆さんに考えていただきたいと思います。

委員： お話のとおり、先の10月から産婦検診が17市町村で始まっております。そういったところとリンクしてやっていくということは、間違いありませんので、今後ともご協力をお願いいたします。

委員： もうちょっとわかりやすく、県全体の動きや流れを押さえて、その中でこの協議会ではこういうことをやっています、というのであれば理解できます。事務局がもっと理解して進めてくれればよいと思います。

事務局： 失礼いたしました。そういうところも勉強させていただきまして、そこも含めて事業計画、ガイドラインを作ってまいりたいと思います。

委員： こういう分野で、医療と福祉、介護の連携は情報の共有ということで多く出てくるのです

が、どういった形で連携しているのか等、はっきりしないままに、機能しているのかわからないというのが現状あります。色々なところと連携していくときに、うまく機能するように考えていく必要があります。

委員： 乳幼児期の支援連携ということで、モデル事業と各市町村書かれています。この文字の裏に色んなことがあるのだと、理解しました。この表面だけではなかなか難しかったと思います。それぞれの組織の中で、どういう事業をやっている、その目的はなんなのかというのをお互いに知るといのは大切なことだと思いました。

何のためにそれがいいのかという前提を事業の概要というところに書いてある、連携により、切れ目のない支援の仕組みを作るといのが目的なので、ここをきちんと打ち出さないと、市町村も困るのではないかと感じます。モデル事業進捗状況でバラバラにやっているように印象を受けました。

ガイドラインを作るというところで、乳幼児の親としては安心感が得られるというところが大切です。子育ての中でいっぱい不安な事を思いながら暮らしている、そんな中で今後どうなっていくのか疑問の方が大きくなってきている気がします。

いざという時にどこへ相談すれば良いのかがわかりやすいことが必要で、そのベースになるのが、最初に対応をした方になる。親はその辺りがプロではないので、その時に行政の方、保健師や職員、スタッフの方が考慮していただいて、アプローチや受け入れをしていただければと思います。

(2) 高等学校等における就労支援について

事務局： それでは高等学校等における就労支援について説明いたします。

本日は、「高等学校等における就労支援」として平成28年度より実施しております、「高等支援学校等就労支援事業」について説明させていただきます。資料の13ページを御覧ください。

この事業は、大きく分けて2つの柱で進めています、1つは、高等支援学校及び特別支援学校高等部の生徒への就労支援。そして、もう一方は高等学校に在籍する障害のある生徒への就労支援です。

御覧いただいている資料の上部にありますように、高等支援学校及び特別支援学校高等部につきましては、就職率向上に向けた取組のため、そして、高等学校につきましては、高等学校に在籍する発達障害の生徒への指導の充実のために様々な取組を行っています。

本日はこの2つの柱のうち、高等学校での取組について御報告させていただきたいと思っております。

高等学校における特別な支援を必要とする生徒の増加に伴い、高等学校において、就職を希望する発達障害等のある生徒の中には、自分の得意・不得意や特性に応じた進路先の選択が難しく、就職に結びつかなかつたり、早期に離職してしまつたりする状況が多くみられることがあり、障害理解を含む自己理解や進路選択に関する取組が必要となつたり、個々の生徒の実態や希望によっては、障害者雇用枠での就職も選択肢の1つとして考えられるような

事例も出てきたりするなど、通常の高等学校の進路指導だけでは対応しきれない状況が見られるようになりました。

そこで、本事業では、特別支援学校のもっているノウハウを高等学校に共有し、発達障害等のある生徒の指導の改善や充実を図ることとしました。

この事業でキーとなりますのは、ご覧いただいております資料の大きな丸で囲んでおります「学校における取組」の一番上にあります。「就労支援コーディネーター」です。

現在、就労支援コーディネーターは5名おり、先ほどご覧いただいた大きな丸で囲まれた「学校における取組」の左の枠にありますとおり、岡山瀬戸高等支援学校、倉敷琴浦高等支援学校、倉敷まきび支援学校、誕生寺支援学校に1名ずつ、そして、特別支援教育課に1名配置されています。このうち特別支援学校に配置している就労支援コーディネーターを高等学校に派遣し、学校における取組の大きな丸の中の②にありますとおり、就労先や実習先の開拓など、特別な支援を必要とする高校生の就労支援を行うとともに、矢印でお示ししておりますセンター的機能として、障害者雇用に関する様々な情報提供を行っております。

支援の状況ですが、今年度は、11月の時点で、県内の高等学校19校、46名の生徒に対して支援を行っています。

続いて、情報提供に皆様のお手元にあります、「高等学校就労支援マニュアル」をご覧ください。

このマニュアルは、就労支援コーディネーターが高等学校の就労支援に関わる中で、必要に感じた事項をまとめたものです。障害者雇用に初めてかかわる先生方にも読んでいただけるよう、進路先や障害者雇用の流れや手続きについて、また福祉サービスや支援機構の連絡先などを一冊にまとめ、各高等学校に配布し、情報提供を行っております。

マニュアルの12ページをご覧ください。就労支援コーディネーターが関わったケースを紹介致します。障害者雇用枠での就労につながったケースでは、本人・保護者の理解の下、精神障害者保健福祉手帳や療育手帳を取得し、インターンシップ実習を行い、就労につながりました。就労支援コーディネーターは、本人が希望する職種にあった企業を開拓し、雇用までの手続きについて、高等学校と確認しながら支援に当たりました。

次に、他の進路選択につながったケースです。障害者雇用による就労を希望している本人・保護者でしたが、実習や面接会に参加する中で、卒業時点で就職するよりも、もう少しスキルアップする進路を考え始めました。就労移行支援サービスの利用や職業リハビリテーションセンターと高等技術専門校などの進路先を紹介することにより、進路変更することにつながりました。

最後に、一般就労につながったケースです。就労支援コーディネーターとつながり、インターンシップ実習等を行ったり、障害者雇用について理解したりする中で、一般枠での就労を選択することになりました。

このように、就労支援コーディネーターの活用により、様々な進路を考える機会を提供することにもなっております。

以上、簡単ではございますが、「高等支援学校等就労支援事業」についてご説明させていただきました。

本日は、それぞれのお立場から、本事業をはじめとする特別な支援を必要とする生徒の就

労に関する取組についての現状、在り方などについて、ご質問や御意見をいただき、今後の取組の参考としたいと考えております。それではご協議のほど、よろしくお願ひいたします。

委員： ただいま、「高等学校等における就労支援」について説明がありましたが、御意見、ご質問等がございましたらお願いします。

委員： 高等学校の就職に関してですが、高校教育課としては、「高校生キャリアサポート事業」として、高校生就職アドバイザーを配置しております。

これは就職を希望する高校生全般に関わるアドバイザーということで、具体的には就職希望の生徒が多い県立高校、13校を拠点校として、アドバイザーを配置しています。アドバイザーは拠点校だけでなく、近隣校を含めた複数の学校に対しての、就職支援のアドバイス、新規の就職先やインターンシップの受け入れ先の開拓等、あるいは就職支援のための面接指導などにも広く関わっています。

その中で、発達障害も含めたコミュニケーション能力に課題がある生徒への就職の支援につきましても、先ほどの説明でありました、就労支援コーディネーターの支援もいただいているところであります。

そのために、就職アドバイザーと各学校の進路指導の教員等が、就労支援コーディネーターや高等支援学校との情報共有をするため、連絡協議会を行っています。その中で、高等学校に在籍している特別な支援が必要な生徒の就労支援をするためにお願いをし、高等学校の担当者が理解を深めていく機会としています。

資料の13ページをお開きください。高等学校からのニーズとありますが、枠内の一番上に、障害特性や障害者雇用について具体的に知りたいというニーズがあったと記載されておりますように、高等学校の就職担当者であっても、なかなか障害者雇用の状況や、あるいは非常に困難を感じている生徒に対してどのように支援をしていく必要があるのかということについても、基本的な知識がまだ十分とは言えません。

現在、高等学校では、特別支援教育コーディネーターという名前で、校内の教員の中で特別支援の担当者を決めて、支援や配慮に必要な生徒への理解、校内での共通理解について、取り組んでおります。連絡協議会で得られる情報は、教師が生徒の個性の理解や支援について整理するのに役立ち、生徒が日々の学校生活を充実して過ごすことにつながっているという成果があったと聞いており、就職アドバイザー、就労支援コーディネーターの支援も非常に効果的だということです。

委員： 支援センターでは、平成24年頃から大学の地域貢献事業の一環として大学と共同で就労準備の支援プログラムをさせていただいております。

センターに寄せられる6割近くの相談内容が、成人の方から就職に関しての内容です。中には就労しているがうまくいかない、就職離職を繰り返している、そもそも就職が出来ない等の様々な相談を受ける中で、どこに就職をするかという前に、就労の準備が整っていない方が多いという状況がありました。

発達障害を持っている方というのは、具体的な就労のイメージを持ちにくい方や、就労するためにはどういう段階を踏めばいいのかというプランを立てるのが苦手な方など、自分が就職する時に得手不得手を理解し、どのようにサポートを受ければいいのかという整理が出来ない人が多く、学歴や学力、好きなことという感じで就職をしていかれるが、実際の現場ではなかなか上手くいかない、そのために必要な作業体験などに乏しい方もいる。発達障害のある方にとっては、どこに就職をするかというマッチングなどという前に、就労の準備が必要なのではないかということで、考えたものです。

これには3つポイントがあります。まず、働くということはどういうことなのかということ、それまでの学校生活と就労という違いを知っておくこと、実際の職場では難しいが、模擬的作業体験を通してその中で自身の得手不得手や安心できるサポートや環境ということを少し体験していただくことがセットで必要ということです。それらを、支援者や先生方と一緒に振り返って整理をしていく機会を持っていく、その3つが必要になっていくと思ひ、始めたものになります。

やはり成人期の方に多いのですが、失敗経験や傷つきを多くしており、そうではなくてもう少し若い、若年の時期からこういうことを知っておくというのが大事だと思います。大学との共同で始めたものというのは、オープンカレッジといいます。お手元の資料に、今申し上げた3つのポイントをプログラムとして、大学の図書館の整理をする作業などを体験していただいてそれをもとに振り返りをしていくというものになっています。平成24年から毎年行っていますが、なかなか大学の先生方や、大学の学生と一緒にやっているということで、実施をするタイミングが難しいということがあります。

資料の最後の「大学での実施のメリット・デメリット」のところに書いてありますが、大学でやる上で、地域の高校生や若年の方を支援者の方や先生が推薦していただいて、その場で先ほどのプログラムを実施するということなので、同じようなタイプの方が参加しておられるので参加者にとっても、笑われないとか、安心できるといったメリットがあります。ですが、先生が紹介したい生徒や親御さんの了解が得られにくく、参加者が伸びないというところもあります。

あとは、日程調整の関係やマンパワーの問題もあります。これを大学だけでやっていくというのは難しいところもあり、若年のうちにやっていく必要があるということで、これを高校の中でやっていければと考えまして、高校の先生を対象とした説明会等も実施しています。

ただ、この中でやりましょう、いいですねとは言ってもらえますが、実際に高校の中で実施するという話になりますと、非常に難しさがあるとも言われていました。今あるカリキュラムの中に、こういったプログラムを入れ込むというのは、非常に難しいということや、実施日の確保が難しいという問題も出てきたり、生徒に促しても抵抗感をもったりする場合があります。そういった中でも学校で実施するというのは診断を受けていないが、特性があるという方にも受けていただけるというメリットはあると思ひます。これをなんとか普及していただければという事を思っはいるのですが、実際は私立の1校で実施しているというのが現状です。例えば、これを高校の通級に組み込んでいただけないか、と考えています。

もう一つが、「ユースタートプログラム」というのがありまして、これは高校の中でもう少

し幅を広げて、地域におられる若年の方向けの就労準備支援のプログラムになります。コンセプトは先ほどのものと同じにはなるのですが、推薦機関の方と一緒に参加していただいたり、親御さんも参加をできたりと、推薦期間の方が本人と振り返りをするときの材料にいただけるものです。希望の方に関しては、障害者雇用や福祉サービス等の就労に関するところにも情報を提供できるというというのも有効だと思っています。これに関しても、周知があまり進んでいないという問題もありますが、この2つのプログラムを進めています。

委員： 今、お二方から現場の状況についてお話を伺いました。委員に質問ですが、アドバイザーというのは、どういった立場になりますか。

委員： 様々なお立場の方をお願いしておりますが、例えば地域とのつながりを持っていらっしゃる方、あるいは校長を退職された、高校の教育をよく理解されている方などをお願いしています。

仕事内容としては、就職先の新規開拓や、企業が求めている人材を理解した上での就職のための指導をしていただいています。

委員： 非常勤ということでしょうか。

委員： 非常勤ですが、定期的というのではなく必要な時に仕事をお願いしています。拠点校に加えて近隣の学校を、一人のアドバイザーが約4校程度を受け持っています。

委員： 小中学校という立場なのですが、先日、全国理事会に出席した際に、翌日が奈良県の特別支援学校の見学をさせていただきました。

その時、文科省の方も来られていて非常に、最先端な仕組みをしていると驚かれていました。その学校は一年次に、8つのプログラムを全部一年間でこなす、2年3年次は、高等学校に分教室を3つ設けて、それぞれの分教室に8つのプログラムを部分的に入れ込み、2年3年では分教室でプログラムをこなすという感じでやっていました。その分教室には通常の学校で学ぶ高校生もいます。

通常の生徒の中で特別支援的な配慮の必要な生徒が、その分教室の方にも自由に來ることがあり、その分教室のある高校の中で通級的な役割をしている、というふうな話を聞きました。とてもトータル的な、高等学校の方に見れば、通級的な部屋もある、そこには支援学校の生徒もおり、交流をしていました。通級が増えていく中でそういうふうな意味合いも大きいと思います。

それから、非常に作業体験の方が見たときに多かったので、1年次に自分の方針を決めて、2年3年でそれを極める、そして、離職率はほとんどないという状況である、ということを知っています。

これから高等学校にも通級が増えていく中で、学校だけでなく、特別支援学校が分散していくというのは、面白い取組だなと、思いながら見学させていただきました。

通級の話や、高等学校でもそのようなプログラムを、というあたりでは、今回の奈良の視

察は、意味があったと思いましたので、ご紹介させていただきました。

委員： 貴重な情報ありがとうございます。発達障害といっても、色々な方がおられるので、実際にはうまくいっている職種はどういったものが多いのですか。

委員： 高等学校からのニーズという話がありましたが、教員の情報提供ということで、その前に大学での教育ということが必要だと思います。教員免許を取るときの話で、障害に対しての授業がそこでは出てきて当たり前だという流れになってくればよいと思う。

雇用制度については、変化が大きい状況になってきています。情報はその都度、手に入れていかななくてはいけないのかなと、ですからマニュアルについても変更していくことが必要だと思います。

高等学校の就労に関してなんですが、特別支援学校の方では早期からのキャリア教育等の推進、小中高等部の系統的なキャリア教育をすると記載されていますが、これは支援学校だけでなくもいいのではないかと、通常の小中学校からチャレンジワークとかやっているところもありますので、そういったところを増やしていけば、この仕事をやりたいとか、夢を持って子どもたちが進めるのではないかと思います。

どこに焦点を当てて進めるかというところになりますと、1番2番のところにあります通りにすればみんな幸せな形の制度になるのではないかと思います。

私が学生のころには、アルバイトは禁止というところが多かった訳ですが、今はどうなのでしょう。中学では禁止というのは、よく聞く話ですが、高校でも禁止ということなのでしょう。アルバイトをしなくてはいけないということではなく、働くチャンスや仕事に触れるというのが必要ではないかと思いました。

昔の話だが、ある先生がプレジョブというものをやっております、職業に接する機会を色々な形で作ってあげることが、必要だと思います。

その子供の好き嫌い得意不得意を含めて、最終的にどのような仕事についていくのか、少しずつ決めていくような環境にしていければいいのかなと思います。

高校入学して即決定みたいところはしんどさもあるので、卒業しても2年くらいかけてやっていこう、という形にもなってきていますし、ゆっくりと決められる環境づくりも必要だと思います。そういう意味では小さいころからやっていくというのは、良いと思う。

委員： ありがとうございます。その他、何かありますでしょうか。

委員： 13ページの高等支援学校等就労支援充実事業がありますが、これは私立の高等学校も含まれているのでしょうか。入っているのであればここに記載をした方が良いと思います。もし含まれていないのであれば含んだ上で記載をして、発達障害の連絡協議会等でこういった話をされているのかを教えてください。

事務局： 先ほどの説明にもありましたが、今年度は、19校での実績がありますが、私立の学校での実績は上がっていません。しかし、この事業以外でやっております、専門指導員派遣事業等

におきまして、私立の学校からも、相談がきており、対応をしています。

委員： 先ほどの発達障害者支援センターの話では、一校だけあったという話があったので、人数は多いと思います。この取組に私立も入っているということで、それをもっとPRするなり、働きかけをしていただければと思います。

事務局： そういったニーズにもお応えできるように、啓発していきたいと思います。

委員： そのほか、何かありますでしょうか。

委員： 先ほどお話に出ました、障害者の方の就職状況について、職場に戻れば障害別のデータ等があると思うのですが、きちんとしたデータが手元にないため、感覚的なお話で申し訳ないです。

発達障害者の方が就職する時に、やはりコミュニケーション能力の部分に課題があるので、どうしても製造業になっていくところが多く、その方面に就職される方が多いです。実態としても割合は高いと思います。

非常勤の雇用にはなるが、労働局の方ではチャレンジ雇用ということで、発達障害者や知的障害者の方を雇い、2年から3年ほど勤めていただいて、色々な作業を覚えていただき、一般企業に就職していくということを進めています。

発達障害の方でコミュニケーション能力に課題があった方がいたのですが、2年間勤めていただいて、色々お話が出来るようになり、現在はコンビニで勤めていらっしゃいます。

やはり、その方その方の特性や成長を見ながら、就労先を探していかないといけないと感じました。話は変わるのですが、以前の会議の中で、労働局で精神障害者等の雇用トータルサポーターというものを配置して、企業における仕事サポーター養成講座というものを行っていることをご紹介させていただいたと思います。

実は発達障害者の方が確実に増えたということで、来年度から、ハローワークの方に発達障害者の雇用トータルサポーターを配置して、発達障害者についても、職場の中でどういった対応をしていけばいいか等を、従業員の方へ伝えていくことを実施していくことを考えております。

委員： 高等学校就労支援マニュアルの、実習評価表のところですが、評価の段階が1から4までになっていますが、これだけでは実際にはわかりにくい。その人の持っている能力を判断することがこれだけでは足りないと思います。

私たちには持っていない能力を持っていることもあるので、それを見つける上で、必要な表になっていないのではないのでしょうか。その人がどの仕事をするのかというところで、評価は全く変わってきます。今の評価が1だった人が別のことをすると突然、4まで上がったります。そういうことが多くありますので、そこを加味していただいて頑張っていただきたいと思います。

委員： ありがとうございます。以前お話したと思うのですが、私の知り合いで済生会に勤めている方がいまして、その人が今、一生懸命に農福連携で頑張っています。

その人から言わせると、これは一石二鳥も三鳥もある事である。農業は現在、後継者がいない問題があるが、そこを障害のある人が行う。青空の下で農作業をするとメンタルヘルスにも良いです。

対人関係やコミュニケーションに多少難があっても出来るということなのですが、なかなか農業をやっている人が、実際にはハローワークへ求人に来るのか、というのはわからないのですが、年を取って農業をやっている人が、障害者を雇うのに煩わしさを感じていることもあるかと思います。今後、日本の農業を誰が担うかという問題も出てくるかと思います。

農業をしておられる方と障害者をどうやってつなぐのか、もちろん、障害がある人が全て農業に行くとは思いませんが、色んなやり方や工夫があるかと思います。農林水産省も力を入れていて色々な取組をしていると聞いています。

もう一つ、あれだけ公的機関の雇用率が問題になりましたが、何とか雇用率を達成しようと、急激に採用を進めているわけですが、行政職公務員が望む障害を持っている人たちというのは、どういう人なのでしょう。発達障害を持っている人たちが出来るような仕事であればよいのですが。車椅子の人たちや、比較的能力が高い人の採用はよく聞きますが、勤務時間さえコントロールできれば、精神障害の人でも出来るような工夫はあるのでしょうか。農業との関係というのはハローワークではあるのでしょうか。

委員： ハローワークの場合は、求人者の方は個人法人関係なく人を求めるのであれば受けさせていただくので、時々、農業を経営されている方から求人ということはあります。やはり、相当な規模でやっておられないと、人を募集しないといけないということはあまりないので、求人自体は少ないです。それと、農業だけでなく林業など、働き手が欲しいという状況はあるけども、求人が出るまでには至っていないケースはあるかと思います。

先ほどありました、農福連携は農政局が積極的に取組をしておられます。シンポジウムを計画しているという話も出ています。労働局としても、その部分には関わっていきたいと考えており、農政局とも連携しながら、事業を進めていこうという話はしています。

それと、公的機関における障害者の雇用問題について、報道等でみなさんもお存じの通り、現在人事院の方が障害者枠での採用という事で試験を開催し、相当の倍率であると聞いています。こういったことから、我々のところには、一般企業の方から心配の声をお聞きしております。雇用して頑張ってくれている障害者の方が引き抜かれるのではないか、という声があります。我々としては障害者の方のことを思うと、良い就職が出来るというのは決して悪いことではないのですし、企業の声もわかっていることなので、かなり悩ましい問題ではあります。

委員： 現状では、何名の雇用を考えていますか。

委員： 3千人程度ということで聞いています。

委員： 1年でいきなり3千人というのは難しいと思います。5年から10年など計画をしっかりと立ててからやらないと、障害者の方が困ることになります。

3 その他

委員： 続きまして「3 その他」について委員の皆様、何かございますか。

委員： 先生の数が足りないため、小学校の支援学級を縮小しようという学校があると聞いた。大人しい生徒ならば通常学級でもやっていけるのではないかと、という考えらしいが、あまり良い動きではないと思い、この場で発言させていただきます。

もし、そのようになるのであれば、なぜ支援学級を作ったのかという問題にもなってきますし、大人しいからといって、その生徒のためになるのかということになるので、重々考えてやってほしいと思います。

事務局： インクルーシブ教育システムの流れとして、通常の学級でやっていけるような生徒に対しては積極的に転籍を促していく、という考えはありますが、大人しい子どもはみんなと一緒にやれるというのではなく、大人しいけれども対人関係の問題等でしんどさが強くなり、個別に支援が必要になっていく子どもは、個別に配慮していくべきであると考えています。それぞれの子どもの状態を見ながら適切に判断していく必要があると考えています。

一人一人の子どもに対して、現在の学びの場が本当に適切なのかを丁寧に見ていくことを、市町村教委にも指導していきたいと思います。貴重な御意見ありがとうございます。

4 閉会